

JIS

UDC 620.2.001.33 : 003.62 : 800.92 : 681.3

X 0405

商 品 分 類 コ ー ド

JIS X 0405⁻¹⁹⁹⁴

(1999 確認)

(2004 確認)

平成 6 年 7 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 49. 3. 1 改正：平成 6. 7. 1

官 報 公 示：平成 6. 7. 12

原案作成協力者：総務庁，財団法人 日本規格協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 情報部会（部会長 棟上昭男）

この規格についての意見又は質問は，工業技術院標準部情報規格課（〒100 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1）へ連絡してください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

商品分類コード

X 0405-1994

Commodity classification code

1. 適用範囲 この規格は、データ処理機械（以下、機械という。）を用いて機械と機械、機械と人との間で情報を交換する場合の商品分類コード（以下、コードという。）について規定する。

2. 用語の定義 この規格で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

商品 ここでいう商品とは、原則として日本標準商品分類⁽¹⁾に含まれている商品をいう。

注⁽¹⁾ 総務庁編“日本標準商品分類”（平成2年6月）

3. コードの種類 コードは、次の3種類とする。

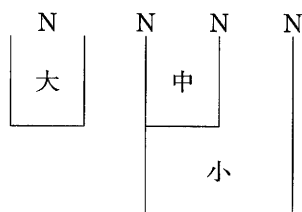
(1) 大分類コード

(2) 中分類コード

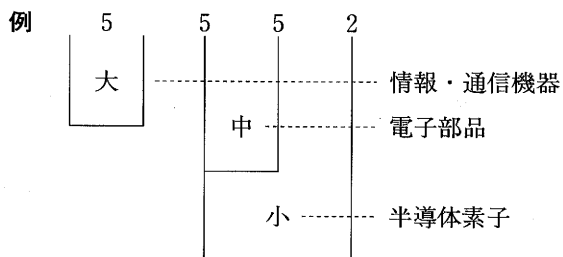
(3) 小分類コード

備考 総務庁編“日本標準商品分類”では、詳細分類コードまで規定しているが、本規格では規定しないので、詳細分類コードを必要とする利用者は、これを参照のこと。

4. コードの構成 大分類コードは1けた、中分類コードは2けた、小分類コードは3けたのそれぞれアラビア数字とし、次のように構成する。



備考 Nはアラビア数字、大は大分類コード、中は中分類コード、小は小分類コードを示す。



5. コード コードは次のとおりとする。

5.1 大分類コード 大分類コードを次に示す。

大分類コード1—粗原料及びエネルギー源

大分類コード2—加工基礎材及び中間製品

大分類コード3—生産用設備機器及びエネルギー機器